

タイトル	ルソーの代表制批判とジュネーヴ共和国
著者	小林, 淑憲; KOBAYASHI, Yoshinori
引用	季刊北海学園大学経済論集60, 60(4): 61-73
発行日	2013-03-30

《論説》

ルソーの代表制批判とジュネーヴ共和国

小 林 淑 憲

も く じ

はじめに — 問題の所在

1 ルソーの代表制批判のテキストにおける位置づけ

2 象徴的権威としての代表制

(1) 代表制と二百人会 — レジェとシュエ

(2) 代表制と総会 — レヴィリオ

3 モンテスキューとビュルラマキ

(1) モンテスキューと『法の精神』

(2) ビュルラマキと『国法の諸原理』

4 ドロルムのルソー批判

むすびにかえて

はじめに — 問題の所在

ルソーが『社会契約論』第3編第15章において展開した代表制に対する批判は、それ自体余りにも広く知られており、これに対する新たな言及は憚られるほどである。特に、イギリス国民が自由を享受するのは、選挙に際して議員を選出するときだけであり、選挙が終われば彼らは奴隷と変わるところがないという痛烈な批判は、社会思想史や政治思想史のみならず憲法学の分野においても繰り返し参照されている。思想史に限ってみても、近年、一方においてルソーの批判を厳格なものと捉えずに、ルソーの考え方は必ずしも代表制と矛盾しないとする見方がある*1。あるいは、代表制に対するルソーの批判は、一般意思の直接的行使を大前提としており、いまだ普通選挙制度を知らない18世紀当時の議会に対するものであって、それを現代の代表制に対する批判に直結させることはできないとする解釈もある*2。さらに、『社会契約論』の代表制批判は、ルソーの極端な立場の表明に外ならず、彼の思想の本質を示していないと解釈する研究もある*3。しかし他方において、ルソーの批判を「近代システム全般への根底的批判」と厳格に受け止め、人民主権理論の非妥協性を強調する研究もある**4*5。

筆者の関心は、これらの解釈のいずれが妥当であるかを明らかにすることにあるのではない。筆者は研究史が孕む問題を、そもそもルソーがなぜ同時代のイギリス議会制を批判したのかという政治思想史固有の視点から検討した研究が乏しいことにあると見る。たしかにルソーの代表制批判論を、パークやJ. S. ミルあるいはシイエスの議論と比較することでその特質を明らかにしようとする研究が散見される。しかしそれらは多くの場合、ルソーの現実に対する意識や実践的

意図を括弧に入れた理論レベルでの対照にとどまり、ルソーが目の当たりにしていた現実と、ルソーの批判とがいかに切り結んでいるかという視角からの考察は乏しい*6。

2005年に発表されたガブリエッラ・シルヴェストリーニの論文「ジュネーヴ、ルソーとイギリスの政治的モデル」は確かにジュネーヴ・コンテクストを参照する*7。だがシルヴェストリーニは、ルソーの代表制批判論が実はローゼンブラットやロネの解釈とは異なって、ブルジョワジーたちの主張とは必ずしも一致しないことから、それは「東の間の政治的コンテクスト」の次元ではなく、抽象的な政治理論の次元においてなされた批判であると解釈する*8。

しかしかつて筆者自身が示したように、一般に政治理論は具体的な政治的問題を巡ってしばしば抽象的に論じられるのであって、当時のジュネーヴにおいては抽象度の高い政治理論を構築することによって具体的な現実政治にコミットするコンヴェンションがあったと考えるならば*9、ジュネーヴのコンテクストとルソーの代表制批判論との齟齬を深刻に受け止める必要はないのではないか。むしろ政治理論を展開する思想家は、伝統や慣習の枠を超えた主張を意識的に行うことで、現実を自分の理想により近づけようとすると考えられるのではないだろうか*10。

筆者はかつて、ルソーはジュネーヴ共和国と意識的に空間的距離を置いて自らの政治思想をジュネーヴ人たちに対して発信していたと解釈した。とりわけ『社会契約論』は人民主権の原理を正当な共和国の原理として基礎づけ、またその原理の墮落の態様とその防止策を講じようとして書かれた作品であって、ルソーは、ジュネーヴの国内問題という、限定的な現実の諸問題に対する解答の真理性をより高めるために同書の内容を普遍化して書いたと主張した*11。この研究の過程で、重要な問題であると思われる割には、いまだ十分に検討できなかった課題が生じた。その一つが、第3編第15章のイギリス代表制批判論である。そこでこの機会に筆者にとっての宿題について考察を深めておきたい。

1 ルソーの代表制批判のテキストにおける位置づけ

まず、『社会契約論』において代表制批判が展開されるテキストの文脈を予め確認しておきたい。ルソーは第11章において国家は主権が失われたときに死滅すると論じ、それを食い止めるため、その直後の12章から14章においていかにして主権を維持するかについて考察している。その制度的保障は、「思いがけない事態が要請する臨時の集会」と「何ものも廃止したり延期すること」のできない「定期の集会」である (*Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, éd. publiée sur la direction de B. Gagnebin et M. Raymond, Paris, Gallimard, 1962-1995, III, p. 426. [以下、単にOCIIIと略記する])。ルソーはここで主権者つまり人民と政府との対立を論じ、政府による主権篡奪をいかに防止すべきかを論じようとするが、両者の「中間の権力」すなわち「代議士または代表者」が、やはり国家を滅亡に導く原因となり得ることに思い至り、主権篡奪防止の議論に先だっこれを批判しようとする。つまりルソーは代表制を、主権維持の制度的保障としての人民集会と組み合わせて、その対概念として論じたのである。

ルソーは人々の公共精神の減退が代表制を導入する原因であると見ている。人々が、国防も含む公共の仕事を厭うようになったときに、傭兵と代議士にそれを任せ。「身を粉にして果たすべき公共の仕事を金銭に代えるのは、商売や工芸の心配事や、儲けたいという欲深さ、柔弱さと安楽への好み」(OCIII, p. 429.)である*12。だが代表制を導入すれば、代表者の意思によって立法を行うことになるが、そもそも一般意思は代表され得ないのであるから、代表制は要するに

人々の政治的自由を侵害することになるという。そのことをルソーは次のように述べている。

「人民の代議士はそれ故、彼らの代表者ではないし、代表者であり得ない。彼らは人民の使用人に過ぎない。彼らは何事も決定的に結論づけることはできない。人民が自ら承認しなかったあらゆる法律は無効である。」
(OCIII, pp. 429-430. 岩波文庫版, 133 頁。)

ルソーは明らかに、主権を直接行使することによって政治的自由を保障する人民集会を鑑として代表制を批判していると言えよう。イギリス国民に対する言及はこうした文脈で現れるのである。そこで、以上のようなルソーの代表制批判論を展開した理由を探る手がかりとして、イギリス代表制が現実のジュネーヴにおいていかなる意味を持っていたのかをまず検討したい。

2 象徴的権威としての代表制

(1) 代表制と二百人会 — レジェとシュエ

18世紀において、代表制と直接民主政との選択的是非論がしばしば見られた。直接民主政を選択しようとするれば、大規模国家におけるその実現可能性に疑問を呈せざるを得ないこと、また少数者に対する多数者の抑圧の問題が免れがたいが故に、イギリスやアメリカでは代表制が選択肢として優位を占めるようになっていく。バーク (Edmund Burke, 1729-1797) やマディソン (James Madison, 1751-1836) がその代表と言って良い。マディソンは『ザ・フェデラリスト (*The Federalist or, the New Constitution*)』第10編「派閥の弊害と連邦制による匡正」(1787年)において、直接民主政国家と、「共和政」国家すなわち代表制に基づいた国家とを対比し、直接民主政においては派閥の弊害が生じがちであると指摘する一方で、代表制においては、選良による統治はより公共善の実現に近づけると評価した^{*13}。またよく知られたことではあるが、バークは『フランス革命の省察 (*Reflections on the French Revolution*)』(1790年)において「純粹民主政」に対する秋霜烈日の批判論を展開する一方で、『プリストル到着ならびに投票終了に際しての演説 (*Speech on Arrival at Bristol and the Conclusion of the Poll*)』(1774年)において、議会は「一つの利害つまり全成員の利害を代表する一つの国民の審議集会」に外ならないと述べた^{*14}。

これに対してジュネーヴにおいては、イギリス議会のような代表制は、少なくとも規模の点から選択的政治制度にはならず、むしろ自由を象徴する一つの権威として政府の側にも人民の側にも利用された。18世紀ジュネーヴの政治的論点は、主権の帰属やその行使主体、政府設立の根拠などであったと言って良いが、イギリス議会は人民集会の是非論の文脈において参照されるのである。ジュネーヴでは4名の市長 (syndics) を選出するため毎年初めに総会が開催されていた。市長は任期1年で再選できず、予め参事会が選出した8名の候補者から総会が市長を選出した。この総会開催が対立の争点になることはまずなかったが、総会のその他の定期的開催に関しては、その是非を巡って論争が戦わされていた。その裏付けは例えば、元々牧師であり後にアカデミーの哲学教授や神学教授を務めたアントワーヌ・レジェ (Antoine Léger, 1652-1719) と、1721年当時の下級判事長 (Lieutenant de Police) アントワーヌ・トロンシャン (Antoine Tronchin, 1664-1730) との議論に求めることができるであろう^{*15}。18世紀ジュネーヴの「対立の火蓋を切った」と言われる『1718年の匿名書簡』において、レジェは、ジュネーヴにおける

主権の性質や定期総会の開会について言及したが、そのためこの書簡は18世紀を通じてしばしば複写・回覧された。これに対してトロンシャンは、『ジュネーヴ共和国の現在の統治の状態 (*L'état du Gouvernement Présent de la République de Genève*)』において、主権の行使は各評議会に分け持たれていると訴えて、定期総会の正当性に対して疑義を提出した^{*16}。

こうした人民集会の是非論の文脈において、イギリス代表制が参照されている。レジェは、人民の同意を得ない課税は暴政的行為であるとしてこれを非難し、5年ごとの総会を開催することによってのみ人民は「完全な自由」を享受できると主張する。このように定期人民集会を強く主張するレジェは、イギリス代表制を引き合いにジュネーヴ人の自由を主張する1707年当時の市長ジャン＝ロベール・シュエ (Jean-Robert Chouet, 1639-1720) の所説を批判した。すなわちシュエは、イギリスにおいて課税は人民の代表である議会において制定されるが、人民はなお自由であること、そしてジュネーヴでは二百人会が人民の代表であって、総会に付託することなしに二百人会において課税を決定したとしてもなお人民は自由であると主張した。シルヴェストリーニによれば、シュエの狙いは、代表の概念を利用することによって、人々がこれ以上総会の定期的開催を要求することがないように説得することだったという^{*17}。これに対して、レジェは、シュエの所説を次のように批判する。

「イギリスでは人民は自由だと人は言うが、しかし課税は、ここ [ジュネーヴ] で二百人会が人民を代表するのと同様に人民を代表する議会によって確立される。だが、イギリスと我々との間に存在する無限の違いを誰が見ないであろうか。課税を決定するのは議会であるというのは本当だが、しかしこの議会は、人民自身が生み出した、しかも人民が適当だと判断すれば3ないし4年後には人民によって変えられる人民の代表者によって構成される。もし我々の国で人民が二百人会の構成員を生み出し、しかも一定期限の後には彼らを更迭するのであれば、人民は課税を制定する権限をこの評議会に喜んで与えるであろう。」^{*18}

レジェは、このようにジュネーヴ人の自由とイギリス人のそれとが実質的には大きく隔たっていることを強調する。シュエの主張が示唆するように、二百人会構成員の人事に総会が手をつけることを為政者が認めない以上^{*19}、レジェは二百人会を実質的に代表機関とみなすわけにはいかず、定期人民集会によってしかジュネーヴ人の自由は得られないと考える。しかし見方を変えれば、レジェの議論は、イギリス代表制そのものを拒絶してはいない点に注意すべきである。なぜならばレジェの言明を裏返せば、国民が代表者を定期的に選挙あるいは更迭することができれば、ジュネーヴ人の自由は保障されることになるからである。したがって為政者の側に立つシュエばかりでなく、人民の側を支持するレジェも自由を保障する機関としてイギリスの議会を見ていることになる。

(2) 代表制と総会 — レヴィリオ

イギリスの議会を自由の制度的保障の権威の一つと見るのは、シュエやレジェばかりではない。弁護士マルク・レヴィリオ (Marc Revilliod, 1654-1710) もまた同様である。だが、レヴィリオの場合、シュエとは異なって、二百人会ではなく総会そのものをイギリス議会の等価物と見なそうとしている。しかもレヴィリオが総会をイギリス議会に見立てた文脈は、総会に主権が帰属することを改めて主張するためであった。

1707年に政府がジュネーヴ近郊の小村サティニーにおける排他的な狩猟の権利をミシェル・

テュレットンおよびその姉妹に認めたため、レヴィリオはこれに異を唱え*20、狩猟の権利は主権の一部であって、主権は主権者によってのみ譲渡されうる。ところがジュネーヴの主権は総会に帰属するのであるから、二百人会は狩猟の権利を被告つまりテュレットンおよびその姉妹に譲渡することはできないと主張した。レヴィリオはその根拠を人間の自由と関連づけて論じている。彼によれば、ある人民における自由は、国家のすべての諸個人によって租税およびそれに類したものが無差別に支払われること、そして人民の同意なくしてそれらを制定することは決してできないことにある。なぜならば、自由の本質とは「正当に獲得された財産の主人である」ことにあるからである。こうした自由の特権がよく保持され擁護されたときに、イギリスのような君主政国家が守られるという*21。確かにレヴィリオは、ここでは代表制という言葉を使用していないが、彼がイギリス人の自由は国民の選んだ代表から構成された議会によって保持されていると考えていることは明白であるし、しかもそうしたイギリス議会の機能とジュネーヴの総会のそれとを重ね合わせて見ている点を見過ごしてはならない。つまりレヴィリオは、国家が人民の財産に手をつける際には、ジュネーヴ総会がイギリス議会と同様にその諾否を明らかにすべきだと主張しているのである。しかし実際には、ジュネーヴの総会にイギリス議会と同様の機能を果たさせたいというレヴィリオの願いは実現しなかった。

とは言え、以上の議論を見れば、イギリス代表制が人民に自由をもたらす制度として理解され、18世紀のジュネーヴ人たちにとって象徴的権威の役割を果たしていたことは明らかである。

3 モンテスキューとビュルラマキ

ここで考察したいのは、イギリスの代表制がモンテスキューやビュルラマキといったジュネーヴと関係深い政治思想家によって評価されたため、その象徴的権威はより強められ、またイギリスの国制についてのビュルラマキ独自の主張が、正統的イデオロギーにまで高められていったのではないかということである。

すでに述べたように、18世紀という時代の思想的趨勢を鳥瞰すれば、代表制それ自体は直接民主政に対して優先的地位を占めるようになり、しばしばイギリス議会がその典型とされた。もちろんトマス・ペイン(Thomas Paine, 1737-1809)の『コモンセンス(Common Sense)』(1776年)のように、大規模国家における実現可能性への懐疑から直接民主政を斥け、人民の代表者によって構成される下院の性能に「イギリスの自由がかかっている」としてこれに期待しながらも、実際の議会はいわば国王の傀儡になっていると見て否定的に捉える向きもあったことは事実である*22。とりわけペインは、アメリカが独立できるか否かの瀬戸際において論じたのであるから、イギリス国王の権力行使に対して警戒して当然であろう。しかし国王の権力行使の憂いのないジュネーヴ人たちにとって、イギリス議会は国民の意思を吸収する機関として肯定的に捉えることが可能だったであろう。

(1) モンテスキューと『法の精神』

イギリス代表制の権威を高める重要な役割を果たした思想家として、誰よりもまずモンテスキュー(Charles Louis de Seconda, Baron de la Brède et de Montesquieu, 1689-1755)を挙げねばならない。モンテスキューは、イギリスの君主政を、古代都市国家の共和政すなわち直接民主政の代替案として高く評価した*23。彼は『法の精神(De l'Esprit des Lois)』(1748年)第11

編第6章において、「人民が一同となって立法権力を持つ」ことによって政治的自由を保持すべきであるが、一方においてそれは「強大な国家においては不可能」であり、他方において「弱小国家では多くの不都合を免れがたい」ので人民は「自分自身でなしえないこと」を代表者を通じて行うべきだと言明した。そして人民の代表者は国民全体からではなく、「主要な場所ごとに」一人の代表者を選ぶべきだと主張する*24。代表者を通じた立法をこのように強く支持する一方で、モンテスキューは人民が統治に直接参加することを以下のように端的に否認している。

「古代の諸共和国の大多数には、一つの大きな欠陥があった。それは、何らかの執行を要求する能動的な決議を行う権利を人民が持っていたことである。これは人民には全く不可能なことである。人民はその代表者を選ぶためにのみ統治に参加すべきである。」*25

このようにモンテスキューは、代表者によって構成される立法府を知らない古代の共和政を斥け、代表制という新しい制度において政治的自由を確保すべきだと考えた*26。実際モンテスキューは、イギリス君主政に典型的に見られる代表制の起源を、「ゴシック政体」に見いだした*27。つまりゲルマン人たちは征服地域を拡大するにつれて、人民全体で集まることができなくなり、事案の討議を代表者によって行うことで政治的自由を保持し続けたというのである*28。こうしてモンテスキューは立法権力を代表者に担わせることによって国家を運営すべきであると主張した。

ところで、イギリスの代表制を賞賛したモンテスキューは、当時のジュネーヴにおいても最高の権威をもって迎えられていた。『法の精神』は1748年にジュネーヴのバリヨ書店から刊行され、たちまち各方面において高い評価を獲得したが、周知の通り、とりわけジェジュイットやジャンセニストを中心とする宗教界から批判も浴びせられた。これに対してモンテスキューは1750年に同じくバリヨ書店から『法の精神の弁護』を刊行した。またヴォルテールやルソーと親交があり、ジュネーヴ大学の神学ならびに文学教授だったジャコブ・ヴェルネ (Jacob Vernet, 1698-1789) が『法の精神』初版の印刷を支援したと言われる。もっともガージェットの研究によれば、出版に際してのヴェルネの役割はさほど重要ではなかったというが*29、ヴェルネ自らがいわばその「伝説」をしきりに強調したことがモンテスキューの権威を裏付けるであろう。さらに、やはりルソーと書簡を往復させたこともある居住民ジョルジュ＝ルソー＝ジュ父 (George-Louis Le Sage, 1676-1769) が『法の精神』と題するパンフレットを匿名で発表し、独自の宗教批判論を展開したため当局に禁書とされたことがあった。

(2) ビュルラマキと『国法の諸原理』

ところで、ジュネーヴの政治状況に深く関わりながら、モンテスキューと同様にイギリスの代表制を高く評価した思想家として無視することのできないのは、ジャン＝ジャック・ビュルラマキ (Jean-Jacques Burlamaqui, 1694-1748) である*30。ビュルラマキはその主著『国法の諸原理 (Principes du Droit Politique)』(1751年)において、主権譲渡論ならびに主権分割論を展開した。このうちイギリス代表制の評価は、主権分割論あるいは権力均衡論と密接に関わる。主権は本来的に同一の人格または団体に帰属すべきであるが、「絶対的権力」が「容易に専制へと墮落する」ことを危惧するビュルラマキは、主権を機能において分割した上で種々の「人格」や「団体」に再配分すべしと主張する。このようにビュルラマキは、複数の団体または人格に、分割し

た主権の担当部分を行使させ、権力を相互に抑制させることによって国家の安定が得られると考えたのである*³¹。イギリス代表制への賞賛は、こうした文脈において現れる。

ビュルラマキは、最善の統治形態を追究する過程において、少なくとも「絶対君主政」と「完全に民衆的な統治」は最善ではあり得ないと主張する。その理由は、前者は自由を侵害しかつ暴政に傾きやすく、後者は混乱と放縦に陥りやすいからである*³²。これに対して最善の統治は、「暴政も放縦も回避することによって臣民の幸福を確保できる穏和な統治」である。ビュルラマキはそうした統治形態として、一つには「制限された君主政」を、一つには「民主政によって緩和された貴族政」を挙げる (*ibid.*, p. 56.)。

ビュルラマキが「完全に民衆的な統治」を最善の統治形態から排除し、これに代えて「民主政によって緩和された貴族政」を最善の統治形態としたことは、彼がジュネーヴの現実をいかに強く意識していたかを示している。すなわちビュルラマキは、様々な統治形態を比較考量したカルヴァン (Jean Calvin, 1509-1564) が最善としたものに極めて類似した統治形態を最善のものとする*³³、ジュネーヴの伝統的イデオロギーを支持すると同時に、自分たちの要求を強く主張するブルジョワジーを牽制していると考えられるのである*³⁴。

これに対して、ビュルラマキが最善の統治形態として挙げた「制限された君主政」は、君主の主権が「根本法によって制限されている」か、あるいは君主には「主権の権威のほんの一部が与えられ」、その他は「様々な担い手すなわち評議会や議会に預けられている」国家である。ビュルラマキはこうした統治形態の採用を「中道の道」と表現し、この「中道の道に従えば、人民は最も完全な自由を享受するであろう」し、「国家元首はその権力を濫用しないであろう」と述べている。そして「混合政府によって制限された君主政」の具体例を、同時代のイギリスに見いだしたのである (*ibid.*, pp. 54-55.)。重要なのは、ビュルラマキがイギリスの統治形態をモンテスキューや当時の他の政治思想家と同様に、「ゴート人の」政体として高く評価している点である。彼は、ゴート人の政体は「国王、貴族、庶民」を持ち、全てを「ただ一人の絶対的統治」に委ねるいかなる国家よりも繁栄してきたと述べる (*ibid.*, p. 55.)。確かにビュルラマキは、「代表」という言葉は使用していないが、明らかに国家の統治に人民の代表が加わる国家運営をもって、人民に「最も完全な自由」がもたらされると考えているのである。

注意すべきは、このようにイギリス代表制を高く評価していたビュルラマキが、ジュネーヴ大学において自然法の教授として多くの学生の教鞭を執っていたことである。彼はジュネーヴにおいて、イギリス代表制の権威を高める重要な役割を明らかに果たしていた。実際、ビュルラマキの指導を受けたことで名の知れた人物に、『エミール』および『社会契約論』を糾弾した検事総長ジャン＝ロベール・トロンシャン (Jean Robert Tronchin, 1710-1793) や、弁護士ジャン＝ルイ・ドロルム (Jean Louis De Lolme, 1741-1806) などがいる。トロンシャンはルソーおよびルソー支持派に論駁した『野からの手紙 (*Lettres écrites de la campagne*)』(1763年)においてイギリス国制に「権力均衡の最も確実な諸原理」が見いだされるとしている*³⁵。ドロルムは『イギリス国制論』においてイギリス国制に賛辞を呈しただけでなく、『社会契約論』におけるルソーの所説を真っ向から批判した。ここではルソーの代表制批判論の特質を浮き彫りにするために、ドロルムの所説を検討したい。

4 ドロルムのルソー批判

マシュロンの研究によれば、1741年にジュネーヴに生まれたジャン＝ルイ・ドロルムは、代々弁護士を務めた由緒ある家系の出であり、彼自身、故国で弁護士を務めていたが、1768年にイギリスに渡りその国制の研究を始めた^{*36}。その結実が『イギリス国制論 (*Constitution de l'Angleterre, ou État du gouvernement anglais, Comparé avec la forme républicque et avec les autres monarchies de l'Europe*)』(1771年)である^{*37}。

ドロルムは元来、ジュネーヴの「代表派」を支持する共和主義者であり、「ルソーの賛美者」であった。1760年代の紛争に関与し急進主義的なパンフレットを書いたことでジュネーヴを追われイギリスに逃れた。イギリスに滞在し政治のあり方を学ぶにつれ、ドロルムはその特異性に関心を喚起され、イギリスの国制の方が、古代の諸共和国や同時代のジュネーヴの共和政よりも優れていることを深く認識するようになった^{*38}。渡英前に、祖国ジュネーヴを暫時支配した混乱と、それを終息させた革命とを目撃していたことから^{*39}、ドロルムはもともと明確な比較の基準をもってイギリス政治の観察に臨んだと言って良い。彼はジュネーヴがしばしば政治的紛糾に見舞われた原因を考察すると同時に、イギリスの政治的安定が何に起因するかを追究しようとしたのである。そしてジュネーヴの共和政の極端な不均衡とは対照的に、イギリスの安定が、ノルマンの征服以来強大な権力を有した国王に対して貴族と庶民が対抗することによって均衡を保持してきたことに基づいていることに気づく。ドロルムは第2編において、イギリス国制に固有の長所を三つ挙げ、その安定性の原因をそこに帰した。すなわち第一に執行権が国王一人に集中していること、第二に立法権が様々な担い手に分割されていること、第三に法案提出権が人民の手に置かれていることである。ドロルムはこれらの長所について、古代の共和国の実践と明示的に比較して論じているが、比較の背後に同時代のジュネーヴ共和国の実践が暗示されていることは明らかである。

例えば法案提出権がイギリスにおいては人民の手にあることをドロルムは非常に高く評価する。ところが古代において、法案提出権は為政者の手にあり、人民は提出された法案に対して諾否を示したに過ぎなかったため、為政者たちが自らの権力に一定程度の範囲と安定性を確保するや、立法に際しての人民の意思の表明は為政者にとってもはや統治の障害にしか過ぎなくなり、やがて彼らは人民の意思の中に潜在する「敵」を意識し、その敵を揺り起こさないように警戒するようになる。その結果、為政者たちは可能な限り人民の集会を招集しないようになるという^{*40}。古代共和政に引証してはいるものの、これは紛れもなくジュネーヴが18世紀に抱えた問題、しかもルソーが『社会契約論』や『山からの手紙』で指摘したことを示唆している^{*41}。

ドロルムは、このようにイギリスの国制を古代の共和政や同時代のジュネーヴと比較しつつ分析を進める。その考察が代表制に至るや、イギリス人民が選挙の時にしか自由でないというルソーの所説を引用し、ルソーを名指しで批判する。ルソーの主張の趣旨は、代表者を通じた立法によっては、すなわち人民集会において自ら投票することで立法を行うのでなければ、人は政治的自由を享受したことにはならず、奴隷に過ぎないということである。しかしドロルムによればルソーの言うこうした自由は「言葉の遊びであってそれ以上のものではない」^{*42}。なぜならば、立法を司る人民集会において投票する人々は法を作成するわけではなく、提案された法案に対して異議を唱える機会も、法案について議論する機会も、法案に対する適度な対案を提案する機会もなく、ただ諾否を口にするしかできないからである。ドロルムによれば自由とは、「他人

の人格を尊重し、他人がその努力の果実を安らかに享受することを許しつつ、自己の努力の果実を確実に享受し、また自己の人格も尊重される」ことだという^{*43}。したがって、こうした自由の概念を基準にすれば、投票によってそうした果実をもたらすことで共同体に貢献することや、諸個人の防衛の任務に携わる人が遵守すべき規則を制定することなどは、統治の行為であり、自由を構成する要素では決してない^{*44}。

ドロルムは、このようにルソー批判を展開し、また次いで人民集会における投票がいかに不都合かを述べた直後に、代表あるいは代表制を次のように高く評価する。

「人民は代表者を任命し、少数者に権力を集中することで、為政者と対等になるために不足していたバネを自らに与え、為政者層たちが自ら感じ取らねばならない情熱をかきたてる。

公共の自由の貯蔵所の責任を独占的に任されて、人民の代議士は預けられた利害の重大さを感じ入り、発奮するであろう。彼らは他の国民と選別され、独自の集会を形成することで、団体の精神が与えるあらゆる熱意をもって自らがその守り手である諸権利を守るであろう。[中略] 要するに代表者たちは運命に最も恵まれた市民たちの間で、選出されて当然の存在であり、したがって守るべき多くのものを持つがゆえに、世の中が乱れていない平静の時さえ、権力の動きに対しては目を見開いて監視するであろう。」(ibid., tome second, pp. 2-3., English edition, pp. 242-243.)

ドロルムの代表者評価に関してもう一つ見過ごすべきでない点がある。それは、彼が自由委任的な見解を抱いていることである。ドロルムは第7章において、共和政ローマの人民が護民官に決定的なことは何も許さず、護民官が行ったあらゆる決定に対して自ら承認を与えようとしたことを例に挙げ、もしも人民が立法的権威をすっかり代表者に委ねない限り、ほとんど利益を引き出せないであろうと主張しているのである^{*45}。

この点もルソーとは明確に異なっている。というのは、ルソーは国家の規模の大きさから代表制を認めた『ポーランド統治論 (*Considérations sur le gouvernement de Pologne*)』においてさえ、人民の意思を可能な限り直接的に国政に反映させるべく、命令委任の実行を頑強に主張しているからである (OCIII, p. 979.)。

むすびにかえて

以上のように、18世紀ジュネーヴにおいてイギリス代表制は、古代に見られたような人民集会としばしば対比され、政治的対立の状況下に、政府を支持するか否かの立場の如何にかかわらず、自由を象徴する権威として高い評価を与えられるようになった。そうした評価は、ついにドロルムによって人民集会に対するそれをはるかに凌ぐものとなっていったのである。ルソーが『社会契約論』執筆以前にドロルムの見解を知るとはもちろん不可能であるが、もとより『社会契約論』第4編第4章のローマの民会論に見られるような人民による直接的な主権行使を是とするルソーにとって、イギリス代表制を高く評価する傾向は黙認するわけにはいかなかったであろう。ルソーは『人間不平等起源論』の「献辞」において直接的に人民が立法に参与する制度を理想としてすでに掲げていた。その理想のモデルは共和政ローマであり、ドロルムが批判した制度そのものである。しかもルソーは「献辞」においても『社会契約論』においても、共和政ローマがホルテンシウス法によって導入した「平民会決議 (des Plebiscites)」を端的に否認してい

る。要するに、人民自らではなく為政者の提案した法案に対して人民が諾否の意思を表示するという方法に、ルソーは政治的自由を見いだしているのである*46。とすれば、ルソーはあらためて『社会契約論』において「共和国の諸原理」*47を提示し、さらにイギリス代表制を批判することで、代表制によって政治的自由が保証されるという思想の席卷に対して一石を投じようとしたのではないか。代表制を評価することは、ルソーにとっては公共精神の減退を意味した。人々が義務を履行しなくなることでジュネーヴの国家的結合が弛緩することをルソーは何よりも阻止したいと願ったのではないだろうか。この観点から見れば、ルソーは従来考えられてきたような急進主義者ではなく、むしろ些か古い価値に固執する保守的な思想家であると言えよう。

註

- * 1 マスターズは、ルソーが最善の貴族政とした「選挙貴族政」は代表制民主主義の別名であるから、ルソーは代表制を否認したわけではないと解釈する。Roger D. Masters, *The Political Philosophy of Rousseau*, Princeton University Press, 1968., p. 402. また、政治思想史の最近の入門書も、政治参加の形態を厳密に考えなければ『社会契約論』の議論は「代表制民主主義」の枠内に収まると解釈している。川出良枝・山岡龍一『西洋政治思想史 視座と論点』（岩波書店、2012年）、184頁。
- * 2 Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, Paris, Librairie Philosophique J. Vrin, 2^e éd, 1970, pp. 267-270. 西嶋法友訳『ルソーとその時代の政治学』（九州大学出版会、1986年）249-251頁。
- * 3 Richard Fralin, *Rousseau and Representation, A Study of the Development of his Concept of Political Institutions*, Columbia University Press, 1978.
- * 4 川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』（名古屋大学出版会、2007年）、213頁。
- * 5 宇野重規はルソーの代表制批判が、「王国の一体性を体現した国王と、身分的諸利益を代表する身分制議会」とを統合して「均衡」を保つという近代議会制の持つ両義性に対する根源的批判であると解釈する。
宇野重規「代表制の政治思想史——三つの危機を中心に——」『社会科学研究』第52巻第3号、2001年、19頁。
- * 6 例えば川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』は、ルソーの政治思想を18世紀のジュネーヴを巡る歴史的状況と関連させようとしたにもかかわらず、『社会契約論』を扱った第七章の考察は「他の諸章とはベクトルが異なる」と著者自ら告白していることに示唆されるように（155頁）、もっぱら「人民主権」の「一般理論」として扱うことに終始し、ルソーの代表制批判をロックやモンテスキューとの理論的異同の視角から考察するにとどまっている（215頁）。
- * 7 Gabriella Silvestrini, Genève, Rousseau et le modèle politique anglais, *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, 55, 2005., ss. 285-306.
- * 8 Gabriella Silvestrini, Genève, Rousseau et le modèle politique anglais, pp. 303-306.
- * 9 拙稿「『社会契約論』は普遍理論だろうか?」、『北海学園大学学園論集』第132号、2007年6月、35頁。
- * 10 クェンティン・スキナーによれば、思想家の作品を理解しようとするとき、あらゆる思想家が、「一般に受け入れられている支配的な慣習や態度」を「破壊」ないしは「変更」することを目的とすることを否定する理由はない。むしろ思想家がそうした一般的慣習をどの程度「打破」あるいは「排斥」しようとしたかを確定することが重要だという。James Tully (ed.), *Meaning and Context, Quentin Skinner and his Critics*, 1988., pp. 103-106. 半澤孝麿、加藤節編訳『思想史とはなにか』（岩波書店、1990年）、221-225頁。
- * 11 拙稿「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」、政治思想学会編『政治思想研究』第1号（2001年）95-112頁。
- * 12 ルソーはそのような祖国愛の減退や、私的利益追及の活動、政府の悪弊などによって代表制が導入された例として、フランスの三部会に言及した。OCIII, p. 429.

- *13 『ザ・フェデラリスト』(斎藤眞・中野勝郎訳, 岩波文庫, 1999年) 53-66頁。
- *14 『フランス革命の省察』(半沢孝磨訳, みすず書房, 1978年) 156-160頁。『エドモンド・バーク著作集2』(中野好之訳, みすず書房, 1973年) 92頁。
- *15 1761年にジョージ・ケイト(George Keate, 1729-1797)がジュネーヴ在住のヴォルテールに捧げた一書は、当時のジュネーヴの統治を極めて詳細に報告しており、「下級判事長」の所掌に関する記述もある。George Keate, *An Account of the Ancient History, Present Government, and Laws of the Republic of Geneva*, London, 1761.
- *16 André Gür, “Les lettres 《séditieuses》 anonymes de 1718”, introduction, in *Bulletin de la Société d’Histoire et d’Archéologie de Genève*, 1982., pp. 129-130.; Édouard Favre (éd.), Antoine Tronchin, *L’état du Gouvernement Présent de la République de Genève [1721]*, Genève, 1901., p. 1., pp. 17-18. を参照。
- *17 Gabriella Silvestrini, Genève, Rousseau et le modèle politique anglais, p. 288.
- *18 André Gür, “Les lettres 《séditieuses》 anonymes de 1718”, pp. 185-186.
- *19 実際、1738年以降は250名の構成員からなっていた二百人会は、1768年までは全員、参事会によって選出されていた。この点については、拙稿「『社会契約論』は普遍理論だろうか?」、『北海学園大学学園論集』第132号, 2007年6月, 38頁を参照した。
- *20 このことについては、Olivier et Nicole Fatio, *Pierre Fatio et la crise de 1707*, Labor et Fides, 2007., p. 45. を参照した。
- *21 Marc Revilliod, Dissertation Sur la Souveraineté et les Droits du Conseil Général de la Ville et République de Genève, et sur la nécessité et grande utilité publique qu’il y a que ledit Conseil Général soit le seul souverain de l’Etat, et les autres Conseils en dépend, *Revue Française d’Histoire des Idées Politiques*, 2002/1-No 15., pp. 135-136, pp. 139-140.
- *22 Paine, *Political Writings*, Cambridge University Press, 2000., pp. 3-8. トーマス・ペイン『コモン・センス』(小松春雄訳, 岩波文庫, 1988年), 17-26頁。
- *23 安武真隆によれば、かつてのモンテスキュー研究において、モンテスキューを「共和主義者」と「貴族的反動」のいずれであるかといった論争があったが、近年は多くの研究者が君主政論を重視しているという。この点については、安武真隆「モンテスキューと共和主義」、田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』(名古屋大学出版会, 2006年) 324-355頁。
- *24 *De l’Esprit des Lois*, Classiques Garnier, Edition de Robert Derathé, 1973., tome I, p. 171. 邦訳, 岩波文庫版(上), 295頁。
- *25 *De l’Esprit des Lois*, I, p. 172. 邦訳(上) 295頁。
- *26 しかし、そうであるからといって、モンテスキューが共和政の実現可能性を完全に否定したと見るのは早計であろう。この点については、安武真隆「『法の精神』における「共和政」と「法の精神」」、『関西大学法学論集』第50巻第1号(2000年4月), 92-167頁を参照。
- *27 もっとも川出良枝によれば、モンテスキューは「ゴシック政体」をプーランヴィリエ(Anne Gariel Henri Bernard, comte de Boulainvilliers, 1658-1722)やボリングブルック(Henry Saint John, 1st Viscount Bolingbroke, 1678-1751)と同様に賛美するが、現行のイングランド国制をさほど高く評価しているわけではなく、『法の精神』において描かれたイングランドの国制は、イングランドの現実政治と社会とが内包する「深刻な問題を、制度の力で制御しようというぎりぎりの試みと解釈すべき」であるという。川出良枝『貴族の徳、商業の精神—モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会, 1996年) 213-215頁。
- *28 *De l’Esprit des Lois*, I, p. 180. 邦訳(上) 309-310頁。
- *29 Graham Gargett, *Jacob Vernet, Geneva, and the philosophes*, Oxford, 1994., pp. 73-87.
- *30 ビュルラマキの生涯、思想に関しては、Bernard Gagnebin, *Burlamaqui et le droit naturel*, Genève, 1944. 種谷春洋『近代自然法学と権利宣言の成立』(有斐閣, 昭和55年)
- *31 前掲拙稿「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」101頁。

- *32 J.-J. Burlamaqui, *Principes du Droit Politique*, chez CL. & Ant. Philibert, Genève et Coppenhague, 1763., p. 51.
 - *33 カルヴァン『キリスト教綱要』Ⅳ/2(新教出版社, 1988年)239頁。
 - *34 前掲拙稿「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」101頁。
 - *35 Jean Robert Tronchin, *Lettres écrites de la compagnie*, n. p., [1763]., p. 116.
 - *36 Jean-Pierre Machelon, *Les idées politiques de J.-L. De Lolme (1741-1806)*, PUF, 1969., p. 13.
 - *37 Jean Louis De Lolme, *Constitution de l'Angleterre, ou État du gouvernement anglais, Comparé avec la forme républicque et avec les autres monarchies de l'Europe*, Londres, 1785., 2 tomes. なお筆者は英語版も参照した。Jean Louis De Lolme, *The Constitution of England; or An Account of English Government; in which it is compared with the Republican Form of Government, and the Other Monarchies in Europe*, Halifax, 1822.
 - *38 Jean-Pierre Machelon, *Les idées politiques de J.-L. De Lolme*, pp. 23-26.
 - *39 Jean Louis De Lolme, *Constitution de l'Angleterre*, tome 1^{er}, avertissement, v. (English edition, iii)
 - *40 *ibid.*, p. 206. (English edition, p. 217.)
 - *41 法案の提出に関してルソーは『人間不平等起源論』の「献辞」および『社会契約論』と、『山からの手紙』とにおいて一貫しないと思われるが、この点についての詳細な検討は別の機会に行いたい。
 - *42 *ibid.*, pp. 214-216. (English edition, p. 226-229.)
 - *43 *ibid.*, pp. 216-218. (English edition, pp. 229-230.)
 - *44 *ibid.*, p. 218. (English edition, p. 230.)
 - *45 *ibid.*, tome second, pp. 4-5. (English edition, p. 244-246.)
 - *46 ルソーが人民集会において人々の討議を是認していたかどうかという問題がしばしば取り上げられる。言い換えると、人民集会における人民の政治参加は公共的な討議を前提としていたかどうかという問題である。この問題に対して、姜正仁は、ハーバーマス (J. Habermas) やマスターズ (R. D. Masters), マナン (B. Manin) などの否定的立場を取る諸研究と、ジルディン (H. Gildin), シュウォーツバーグ (M. Schwarzberg) などの肯定的立場を取る諸研究とを批判的かつ緻密に整理した上で、理論的な観点から、『社会契約論』や『ポーランド統治論』などの作品を検討すれば、ルソーは国家の腐敗の程度に応じて討議を認める場合があるのではないかという、限定付きではあるが肯定的な解釈を展開している。姜は、『社会契約論』に描かれた国家を、その腐敗の程度に応じて4つの類型に分類している。すなわち、理想国家としての健全な農民共同体(タイプ1)、半ば理想的な初期のローマ共和国(タイプ2)、かなり腐敗した国家(タイプ3)、ひどく腐敗した国家(タイプ4)の4つである。
- 姜によれば、タイプ1の国家においては私的利益の追求も党派の形成もなされないのでもそも一般意思が衝突するはずがないため、何の混乱もなく全員一致の決定が成就される。タイプ2では、私的利益を追求する者もいるが、依然として党派や政党に分かれていないため大多数によって決定がなされる。タイプ3では、人々は小さな社会を形成しつつ、一般意思よりも私的利益を追求して政治に参加する。タイプ4においては、少数のあるいは単一の党派が支配的な地位を占め、全員または大多数の意思は全く一般意思に合致しなくなっているという。
- 姜は、否定的立場を取る研究者が、もっぱらタイプ1と4に焦点を絞って解釈を展開している点に着目し、タイプ1の国家においてはそもそも討議は不必要であり、タイプ4の国家において討議はむしろ有害であると批判している。姜によれば、問題とすべきなのは、タイプ2と3であって、タイプ3においては一般意思を特殊意思から篩にかけて選別するためにむしろ公共的な相互行為を必要とすると解釈できるという。これに対してタイプ2の国家における公共的討議の可能性は、『社会契約論』第2編第3章に含まれる一節の解釈と密接に関連する。すなわちルソーは「十分に情報を知らされた人々が決議する時、もしも公民が彼らの間でいかなる意見交換も行わなければ、わずかの違いが多く集まって一般意思が生じ、その決議は常に良きものであろう」と述べたが(OCIII, p. 371.)、ここでルソーが言う「いかなる意見交換も」行わないという言明は、もっ

ばら私的コミュニケーションを禁ずるものであって、公共的討論の可能性を否定したものではないという。むしろルソーは公共的討論の方法と過程とを苦心して規制しようとしている。さらに、『ポーランド統治論』におけるポーランドは、タイプ3の国家かあるいはタイプ2と3との間の国家に分類でき、ここでは明確に公共的討議を認めていると指摘する。このように姜は、『社会契約論』のみならず、『ポーランド統治論』に目配せすることによって、人民集会における公共的討論の可能性を論証したのである。Jun In Kang, *Reexamining Political Participation in Rousseau's Political Thought: Does Citizens' Political Participation Include Public Discussions and Dibates?*, *Interpretation, A Journal of Political Philosophy* 39 (Spring/Summer 2012): pp. 139-163.

この問題に関して川合清隆は、ルソーにおいて、「一般意志は意見交換の過程や最終的な合意なしには成立し得ない。ルソーは、先の一般意志の基本定義に続くテキストで、一般意思の成立には自由な討議と意見交換が不可欠であること」を主張していると解釈する。ここで川合が触れた「先の一般意志の基本定義に続くテキスト」とは、先に引用した『社会契約論』第2編第3章の一節である。しかし、姜も参照しているように、この一節における *délibérations* や *délibérer* は、討議や議論の意味ではなく「決議」や「決議する」という意味であることがベルナル・マニンによってすでに指摘されている (Bernard Manin, *On Legitimacy and Political Deliberation*, *Political Theory* vol. 15, no. 3 (August 1987), pp. 338-368.)。したがって、この一節のみを根拠としてルソーが公共的討議を是認したと解釈するのはもはや困難であろう。川合清隆「ルソー 人民主権と討議デモクラシー」, 三浦信孝編『自由論の討議空間 フランス・リベラリズムの系譜』(勁草書房, 2010年), 61-92頁。これに対して、東浩紀は、川合と同様に『社会契約論』第2編第3章の当該一節を主たる根拠としながらも、ルソーは「一般意志の成立過程において、そもそも市民間の討議や意見調整の必要性を認めていない」と解釈している。ただし東は、*délibérations* や *délibérer* を「熟慮」, 「熟慮する」と訳していることを付言しておきたい。東浩紀『一般意志2.0 ルソー, フロイト, グーグル』(講談社, 2012年), 53-54頁。

以上のように日韓の三人の研究者は、公共的討議をルソーが是認しているか否かについて、基本的には彼のテキストに即して独自の解釈を試みている。これに対して筆者は、三者とは異なった、いわば歴史的視角から簡単に触れておきたい。

古典古代がルソーの政治思想にとってモデルの役割を果たしていたことは、例えばルデュック・ファイエットの古典的研究などにおいて指摘されてきた (Denise Leduc-Fayette, *Jean-Jacques Rousseau et le mythe de l'antiquité*, J. Vrin, 1974.)。古代ローマの民会も、国家において主権維持の機能を果たす人民集会のモデルとされていると言って誤りではないであろう。ローマの民会において一般の公民による公共的討議が行われていなかったことは比較的良好に知られた事実であろう。またルソーの政治思想をハリントンなどに代表される共和主義思想の伝統に位置づければ、ルソーが人民集会における公共的討議を認めていたとは考えにくい。さらに、18世紀ジュネーヴ共和国の総会において公民の討議はなされなかった。このことは、例えば上述のジョージ・ケイトの一書においても裏付けられる。ケイトは「この評議会 [総会] においては決して討議されない」と明言している。George Keate, *An Account of the Ancient History, Present Government, and Laws of the Republic of Geneva*, p. 70.

以上の歴史的事実に鑑みれば、少なくともルソーが『社会契約論』の人民集会において公民の公共的討議を是認したとは考えにくいのではないだろうか。もしも彼が歴史的慣行に反する提言を敢えて行いたかったのであれば、公共的討議の必要性をもっと積極的に強調していても良かったのではなからうか。

*47 *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, éd. crit. établie et annotée par Ralph A. Leigh., Oxford, Voltaire Foundation at the Talor Institution, no 1344.

*本稿の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究B, 「ルソーと現代デモクラシー」, 2012, 13, 14年度)に基づく研究成果である。